

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対しその審議状況を明らかにし、もって県政への県民の参加をより一層推進し、県政に対する県民の理解を深めることを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、県の事務について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

イ 当該会議において、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合…**非公開情報（裏面参照）**

ロ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開、非公開の決定

審議会等の会議を公開するかどうかは、公開基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(2) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録の公表に努めるものとする。

6 会議開催の周知

公開で行う会議開催の周知は、報道機関への資料提供、県民室及び県民センターでの情報提供等の方法により行うものとする。

7 その他

(1) 審議会等の概要に関する資料を作成し、県民室及び県民センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

(2) この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成10年5月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。

非公開情報（条例第7条各号）の概要は、以下のとおりです。

<p>① 個人情報(1号)</p> <p>(1) 個人に関する情報で、氏名等の記述等（文書、図画、電磁的記録に記載・記録された事項等）により特定の個人を識別できるもの（例：生年月日、住所、性別 等）</p> <p>(2) 個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（例：カルテ、反省文、個人の発言内容 等）</p> <p>*ただし、このうち例外的に公開することとされているものもあります（1号ただし書きア～エ）。</p>
<p>② 法人等情報(2号)</p> <p>法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの（例：取引先の名称、法人の口座情報・印影等）*法人等情報は①の個人情報と異なり、単に法人に関する情報というだけではなく、<u>公開することにより法人等に不利益を与えるおそれがあるものに限って非公開とすることができます</u>。また、この「おそれ」は何らかの不利益が生じる可能性だけではなく、具体的なものでなければなりません。</p>
<p>③ 審議・検討等に関する情報(3号)</p> <p>県の機関等の内部又は相互間における審議・検討・協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見交換・意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱が生じるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>④ 事務又は事業に関する情報(4号)</p> <p>県の機関等の事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>（例：当該情報を公開してしまうと、同様の情報を得ることができなくなる、これまで得られていた協力が得られなくなる、事務の公正さが失われる等により、以後の当該事務に支障が生じる場合）</p>
<p>⑤ 公共の安全等に関する情報(5号)</p> <p>公にすることにより公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p>
<p>⑥ 非公開約束情報(6号)</p> <p>個人又は法人等から公にしないと条件で任意に提供され、当該条件を付すことが合理的である情報</p>
<p>⑦ 法令秘情報(7号)</p> <p>法令等または国の機関の指示により公にすることができないとされている情報</p>